

若年者の在宅ターミナルケア支援事業

養父市では 20 歳～40 歳未満のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービスの利用料の一部を助成（償還払）し、患者さんとその家族の負担を軽減します。

対象者

※ 以下の両方に該当される方

- 20 歳以上 40 歳未満の養父市内に住所を有し市内に在住している方
 - 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅生活への支援及び介護が必要な方（医師から末期がんと診断された方）
- ※ 所得制限はありません

サービス内容

● 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し日常生活の介護や家事援助を行います。

- ・ 身体介護（食事、清拭、入浴、排せつ、体位変換、移動、服薬等の介助）
- ・ 生活介護（調理、洗濯、掃除、買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助）
- ・ 通院、外出介助

● 福祉用具貸与

車いす（付属品含む）、ベッダー式、エアマット、体位変換器、手すりスロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置

● 日常生活上の相談・助言など



サービス利用料と利用者負担

- 1 か月あたりのサービス利用上限額は 6 万円
- サービス利用料の 9 割相当額を助成します
（いったんは、全額を負担していただきます）

【申請・問い合わせ先】

〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675

養父市役所 健康課

Tel 079-662-3167

Fax 079-662-2601

申請の流れ

1 利用申請

〈提出書類〉

①養父市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（様式第1号）

②意見書（様式第2号）

※ 主治医意見書の作成料は利用者負担になります。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知を郵送します。

3 サービスの利用（訪問介護サービス、福祉用具の貸与）

介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

4 サービス利用料の支払い

介護サービス事業者で請求された額をいったん支払ってください。

※必ず、領収書とサービス内容・金額が記載された明細書を発行してもらってください。

5 サービス利用料の請求

〈提出書類〉

①養父市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（様式第7号）

②サービス利用を受けた事業所の領収書

③サービス利用を受けた事業所のサービス内容、金額が記載された明細書

※サービスを受けている期間中であっても、月単位で請求することもできます。

6 審査・申請者への支払い

請求内容を審査し、指定口座に利用料を振り込みます。

がんに関する相談窓口

療養中には、病気の状態や体調に応じて、生活するうえでいろいろな困りごとが出てきます。通院または入院されている病院や診療所で迷わず相談してみましょ。また、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんやご家族からのがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。相談の内容に応じて、専門医やがん詳しい看護師（専門看護師、認定看護師）、薬剤師、栄養士などの専門家が対応できる連携体制を整えています。他の病院で治療を受けている方でも利用できます。相談は無料です。

がん相談支援センター（兵庫県立がんセンター内）

〒673-8558 明石市北王子町 13-70 TEL078-929-1151（代表）

